|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | お　知　ら　せ |  |

　入札参加者の皆様へ

中間前金払と部分払の選択について

　この工事では、落札業者の方に、中間前金払と部分払のいずれか希望するものを契約締結時に選択していただくことになっておりますので、落札者となった場合には、契約締結までに「中間前金払と部分払の選択について」（様式第１号）に必要事項を記載の上、契約担当者に提出してください。

　契約締結時に、中間前金払を選択した場合には部分払の請求はできません。（ただし、債務負担行為又は継続費に係る工事や年度を繰り越す工事などの場合は除きます。）また、部分払を選択した場合には中間前金払の請求はできません。

　ただし、契約締結後に中間前金払と部分払の選択の変更を申し出ることができます。

　なお、中間前金払と部分払の選択の変更が行われる場合は、変更の申し出に伴う契約変更をした後に支払いが行われます。

　【参考：中間前金払制度とは】

　前金払の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し保証契約をした者で次の要件に該当した場合には、請負代金額の１０分の２の範囲内で前払金を追加して支払う制度です。

①　工期の２分の１を経過していること。

②　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

③　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の２分の１以上の額に相当するものであること。（出来高が５０％以上であること）

様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

（あて先）

公益社団法人埼玉県農林公社

　理事長　小　畑　 幹　様

　　　　　　 住所

　　　　　　受注者

　　　　　　氏名 　印

中間前金払と部分払の選択について

　 　 中間前金払

　下記の工事については、　　 　　を選択します。

　 部分払

記

１　工事名

２　請負代金額 円

３　契約年月日 令和　　年　　月　　日

４ 工期 令和　　年　　月　　日から

　 令和　　年　　月　　日まで

注）１　契約締結前に中間前金払か部分払かどちらか一方を選択してください。

　　２　契約締結後に当初の選択を変更することは可能です。ただし、既に中間前金払又は部

　　　分払を行った後の変更はできません。